

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、五所川原市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 担い手の農地の利用集積・集約

##### (1) 目標

目標年度	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
平成28年度	9,330ha	5,317ha	57%
平成32年度	9,330ha	6,273ha	67%
平成35年度	9,330ha	6,990ha	75%

※平成28年度は実績

##### (2) 推進方法

- ① 人・農地プラン集落座談会に積極的に参加し、農業委員会として人と農地の問題解決のため意見を述べる。
- ② 農地中間管理機構等関係機関と連携を密にし、戸別訪問等を実施して農家の意向を把握し農地中間管理事業を推進する。

#### 2. 遊休農地の発生防止・解消

##### (1) 目標

目標年度	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	集積率 (B/A)
平成28年度	9,330ha	29.1ha	0.30%
平成32年度	9,330ha	14.3ha	0.10%
平成35年度	9,330ha	3.2ha	0.01%

※平成28年度は実績

##### (2) 推進方法

農業委員及び推進委員の日常的な活動及び農地パトロールの実施により状況を把握し、必要に応じて指導、助言を行う。

#### 3. 新規参入の促進

##### (1) 目標

目標年度	新規参入者数
平成28年度	6経営体
平成32年度	10経営体
平成35年度	10経営体

※平成28年度は実績

## (2) 推進方法

新規就農を検討している人や就農希望者への窓口相談や農地のあっせん等、農業委員、推進委員及び関係機関が連携して、円滑に就農できるような体制を強化し新規就農者の確保に努める。

## 4. 目標・推進方法の見直しについて

本指針の目標及び推進方法については、達成状況等を踏まえ毎年度検討を加えるとともに、農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行なう。